



成年後見センター もりおか通信

第28号
2023年3月22日
発行

— 成年後見の利用を多くの人に —

〒020-0022 盛岡市大通1丁目1番16号(岩手教育会館2階)
認定特定非営利活動法人(認定日付・番号:平成24年12月25日岩手県指令N文第291号)

成年後見センターもりおか 電話 019(626)6112 / FAX 019(656)0612 発行人:理事長 石橋 乙秀



「障害者権利条約と意思決定支援」講演会を開催

令和5年1月23日、公益財団法人岩手県福祉基金の助成をいただき、当センター主催による標記の講演会を開催いたしました。講師には、青森県在住の一般社団法人ソーシャルネットあおもりの理事を務められている権利擁護制度論がご専門の新村繁文氏をお招きしました。講演会には、75名の参加をいただきました。参加いただいた方々の職種は、社会福祉施設関係の従事者、社労士・社会福祉士などの専門職、自治体・公共団体関連の職員、市民後見人など、演題への関心の高さが伺える講演会となりました。

講演内容は、国連で採択された障害者権利条約を日本が批准するまでの経緯や条約の基本的な考え方、「障害」という概念の捉え方の転換の必要性、支援付き意思決定支援などについて、様々な経験から講演いただきました。

特に、その中で「障害」に関する概念が、医学モデルから社会モデルへと転換されて行くべきであり、判断能力は、可変的流動的で代行意思決定から支援付き意思決定に変化することが必然であることを強調されていました。そのためには、障がい者を権利行使の主体として捉えること、障がい者は意思決定能力を持っていることを意識して接すること、本人の価値観や主観的最善の利益を基準にすることが必要であり、実際の場面では合理的配慮を意識して接するべきと位置づけられました。

また、現行の成年後見制度については、本人の同意に基づかずに、その行為能力を否定する後見類型や保佐類型については、強い疑問が提起されるとして、「医学モデル」への依拠、過剰なパターンリズム、後見類型の固定的な運用実態、「支援付き意思決定」システムの欠如などを採り上げていました。

講演会終了後、参加者からアンケートへの記入提出をいただきました。回収率は72%で、演題への関心の高さがうかがえました。アンケートの回答から一部を掲載します。

- ・障害者権利条約と意思決定支援の関係が判りました。
- ・障がいの概念がこんなに変わっていると驚きです。
- ・実務に活かしていきたい。
- ・被後見人と関わるうえで、重要なことでありながら研修機会がなく、新しい知識などを共有し合うこともありませんでした。今後も研修機会を作っていくことの必要性を感じました。

などのご意見をいただくとともに、成年後見制度に関する講演、研修などを今後も望む声もいただきました。ありがとうございました。

当センターは、今後とも、成年後見制度等に係る相談業務に対応するとともに、関係諸団体への実務に係る研修等を開催し、制度の利用拡大を図ることを目的に、市民後見人等による後見業務の活用について積極的に提言していきます。

(佐々木敦史)



「認定NPO法人」の有効期間が更新されました

成年後見センターもりおかの「認定NPO法人」の資格が更新されました。

広く市民の方々の寄付を受けて活動しているNPO法人として、平成24年に岩手県内で初めて認定を受け、資格を更新してきました。有効期間の満了を前にして更新申請を行っていたところ、令和4年11月30日付けで、更に5年期間が延長されました。当センターにとってこの認定NPO法人制度が、知的障がい者等の方々の権利、生活を支えていく活動を継続・発展させていくには、市民の参加、協力、とりわけ活動資金面での支援を受けていくうえで不可欠と考え、認定NPO法人の資格を取得し更新してきました。このたびの資格更新を契機として、広く市民の方々の支援を受けられるよう適切な事業活動、公益の増進に資する

活動にむけた取り組みを進めます。



岩手県福祉基金助成事業 成年後見支援従事スタッフ等研修会

◆ 研修第1回～第2回

令和4年10月11日、26日の2回にわたり葬祭仏事の専門家を講師に招き『仏事に関する基礎知識』と題し研修会を開催しました。



出席者は延べ28名で、研修内容は、盛岡地域を中心とした葬儀費用、墓じまい、墓地や納骨、香典等の表書、菩提寺と檀家の関係、終活事例等多岐にわたる研修会となりました。参加の皆さんより積極的な質問が多々あり、これからの後見活動に資する大変有意義な企画となりました。被後見人の仏事環境を事前に把握する事や親族との意思疎通を図り死後事務に備える大切さを再認識する機会となりました。
(斎藤文憲)

◆ 研修第3回

宮古地域施設訪問

(令和4年11月11日実施)

東日本大震災から12年、震災を乗り越えてきた沿岸地域での成年後見制度の利用の実態や課題を知ることが目的に企画しました。



研修地は宮古市で、午前には田老地区の『学ぶ防災』で活動しているガイドより、今なお抱えている地域

の課題を話していただきました。午後は、道の駅シートピアなあどの研修室を会場にして、社会福祉法人自立更生会宮古アピリティセンター長と懇談しました。

利用者の作業の様子や高齢になっても自立して生活している方の話はとても興味深いものでした。この研修を通して『安心して豊かに暮らすとは何か』を考える良い機会となりました。

(田中美智子)

◆ 研修第4回

『障がい者が陥りやすい消費者トラブル』

(令和4年12月22日実施)

全国消費生活相談員協会東北支部長佐々木



真知子様を講師に迎えた当講習会では、『わーんどわいどうえぶ?』『たっぷ?』など、パソコンもスマホも苦手な私にも分かり易いものでした。障がい者の消費者トラブルを、「キャッシュレス決済悩み相談室」「送り付け商法」「定期購入」「マルチ取引」等のキーワードと共に事例紹介で解説されました。特に、『日頃から本人とのコミュニケーションを』というキーワードを強調されていました。

今回出来た先生との繋がりは私たちの貴重な財産と考えています。ありがとうございました。

(堀合聡毅)

◆ 研修第6回

被後見人さんがきちんと障害年金を受け取るためには、私たち後見人が公的年金制度や年齢



による年金の扱い方を知る必要があります。そこで、令和5年2月8日、社会保険労務士の鈴木幸子さんを講師に「公的年金制度について～障がい者の老後の生活を支える年金のしくみ～」の研修を行いました。

公的年金は「請求しないともらえない」「一人一年金」が原則です。老齢年金と障害年金をどう組み合わせるかによって、もらえる年金額が大きく違ってきます。被後見人さんに不利益を及ぼさないためにも、正しい知識を知り、専門家と相談しながら試算してみる事が大切です。

(佐々木裕子)

支援スタッフの体験記

支援員 佐々木 裕子

私が初めて後見センターを訪れた時に感じたのは、とても静かだということでした。10人程のスタッフが机に向かい黙々と仕事をしています。スタッフの仕事として被後見人さんとの面会しか想定していなかった私は、何がそんなに忙しいのだろうかと思ったのでした。

スタッフになって1年、時々ではあるが私も机に向かい黙々と仕事をしています。被後見人さんとの面会のための準備や報告、被後見人さんに係る事務手続き、後見センターを維持していくための業務、次から次と仕事はやってきます。初めてのことはばかりで失敗もあるが、みなさんとても優しいのです。一つ一つ教えていただきながらなんとかやっています。また、スタッフ会議やスタッフ研修を通して、様々な知識を知るとともに、後見人としての心構えや姿勢を学ばせてもらっていると感じています。

月1回は被後見人さんと面会をします。面会を楽しみにしてくれているようで笑顔で迎えてくれます。1か月間の様子や前回話しそびれたこと等、色々な話をしてくれます。そんな様子を見ると、元気に過ごせていたのだなあとうれしく思います。

これからもみなさんと一緒に、被後見人さんを支える後見センターの仕事に関わっていきたいと思っています。

寄稿 後見センターと息子のこと

Mの母

● 50歳となった一人息子 ●

保育園の障害児クラスからスタート。小・中学校は特殊学級を経て、M学園へ進みました。20歳の時自宅から障がい者支援施設へ通い働くようになり、今に至ります。特に気をつけていることは、喘息のため風邪をひかないことです。日に3回服薬しながら、働いています。成長するにつれて、働いて得るお金の使い方での心配が多くなってきました。黙って外出する、飲酒するなどが続き、親の力だけではどうにもできないで悩んでいました時、後見センターの存在を知り、相談に行きました。後見センターに保佐人を引受けてもらい、5年が過ぎました。

今、毎月の給料日には後見センターで、担当の方から、給料を受取るようにしています。息子が考えた使途別に、金種も揃えてもらって受取ります。そして、使いみち別に金額を表にして、管理するようにしているのです。いつも、担当の方からアドバイスをもらったり、励ましてもらっています。この1月には、後見センターからカレンダーをもらいました。家に帰るとすぐ12か月分の給料日に印を入れました。働いて給料を受け取る楽しみカレンダーとしたのだと思います。また、積立もしています。自分で考えて、自分で通帳をもって貯金に行くようになりました。コロナウイルスが出てから、黙って外出したり、外での飲酒もなくなってきましたが、まだまだ、目も心も離せないことが多いのです。

● 嬉しいことがありました ●

息子は、数か月前から、やせるため泳げるようになりたいと言い、仕事が終わるとプールに通い始め、1時間ほど泳いでいます。プールの担当者から教わりながら、懸命に続けていました。この2月のこと、浮き輪もビーチ板も使わないで、初めてクロールで泳げました。コースの中ほどまででしたが。息子はもちろん、私も嬉しかったです。息子は時間と距離をもう少し伸ばしたいと、ほぼ毎日プールへ行っています。まさか、息子が泳げるようになるとは思っていなかったので、プールの送り迎えをして応援しています。

● 親が高齢化してきて ●

親が高齢となってきたものの、気力・体力ともに元気な親だと思っています。息子とどのように向き合っているのか考え続け、思いが空回りしながらも、いつも心にかけてきました。障がい者支援施設や後見センターの支援を受けながら、息子には自分らしい生き方を歩んで欲しいと切に願っています。

お気軽に 後見相談を

盛岡広域成年後見センター長 菊池 潤

開所して3年目となった令和4年度は、1月末現在で516件の相談を受けました。

相談件数は前年度とほぼ同程度で推移していますが、具体的な申立を検討しての相談が増加しています。申立支援を行い、家庭裁判所へ申立に至ったケースは、1月末現在で20件となっています(令和3年度17件)。

申立後も審判がおりるまで、状況に応じた支援を行っています。併せて相談等を通じて把握した親族後

見人等に対しては、後見等事務が適切に行われるよう相談・助言を行っています。

今後も成年後見制度を利用する方々の視点に立ちながら、地域の様々な機関・団体との連携に一層留意し、相談者に寄り添った対応に努めていきたいと思っております。

制度に関する相談は、当センターまでお気軽にご連絡ください。

令和4度分から消費税の申告・納付が始まる

成年後見センターもりおかは、令和4度分から消費税の申告・納付が始まります。

当センターが消費税の課税事業者となったのは令和2年度のこと。令和元年度までの業務に、令和2年度新たに盛岡広域成年後見センター運営業務が加わったため、事業の規模(課税売上高)が大きくなり1000万円を越える事業者となったことによります。それまでは課税基準に満たなく税の納付が免除されていましたが、このたび課税事業者として消費税の額を「簡易課税方式」で計算して、申告・納付します。

「法人後見行動指針」を作成中

後見人には、知的障がいや認知症等の方々(本人)の意思を尊重した支援が求められています。この意思尊重支援の考え方は、後見人ばかりでなく、広く本人の支援に関わる人たちには、「意思決定の中心に本人をおく」ことを求めています。

成年後見センターもりおかでは、これまでの法人後見業務の中で蓄積してきた知識、経験等も活かしながら、「自らのことは自らで決めたい。自分のことを決めるときは自分たちの意見をよく聴いてほしい。」という本人の気持ちを尊重した後見業務に取り組んでいく指針、「法人後見行動指針」を作成しています。

大切なお知らせ

賛助会員・寄付者を募集しております

成年後見センターもりおかは、社会貢献活動として成年後見制度が広く活用されるよう普及や相談、申立支援などを行っています。

令和2年4月から、当センターは広域センター事業を受託しました。

制度が、利用してよかったと感じられ、ますます活かされていくよう活動していきます。みなさんのご支援をお願いします。

ご支援をいただける方は事務局までご連絡ください。

また、お近くの郵便局で、窓口配置して

ある「払込取扱票」をご利用の上、お振込みいただけます。



賛助会員会費(年間)

1口 3,000円

銀行名: ゆうちょ銀行

記号と番号: 02260-1-106722

口座名義: NPO法人

成年後見センターもりおか

会費の振込みには、手数料が必要となりました。